

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書公開決定の取り消しを求め、更に、名張市のホームページには、名張市議会各会派別、使途区分別の政務調査費収支報告書を掲載するよう要求している。

公文書公開請求日：平成23年4月16日（平成23年4月19日受付）

請求内容：平成21年度から平成22年度の各議員会派別政務調査の収支報告書に関わる、①平成21年度収支報告書の写し（但し、使途区分別の領収書は除く）、
②平成22年度収支報告書の写し（但し、使途区分別の領収書を添付のこと）

実施機関の処分：平成23年5月2日付名議総第46号 公文書公開決定

3 異議申立て理由

異議申立人は、公開決定の取り消しを求め、更に、過去に情報公開請求で公開決定のあった各会派別政務調査費収支報告書とホームページに掲載の政務調査費使途区分別収支報告書に金額の差があるので、各会派から提出のあった収支報告書を有りのまま会派別金額で市ホームページに掲載すること等を求めている。

4 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど市民

全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本決定について

異議申立人は公開決定の取り消しを求めているものの、実施機関は公文書公開請求に対し「名張市議会各会派から提出された平成21年度政務調査費収支報告書の写し(領収書の写しを除く)、平成22年度政務調査費収支報告書の写し(領収書の写しを含む)」を公開しており、実施機関が特定した公文書は、公開請求の要求を満たしていると考えられる。

また、当審査会は実施機関から聴取し、実施機関が特定した公文書以外に公開すべき公文書はないことを確認した。

以上のことから、実施機関が行った決定は、妥当である。

上記(1) 基本的な考え方にあるように、当審査会は公開非公開の可否を審査するものであり、異議申立の主旨は、各会派(議員)が提出した政務調査費収支報告書を有りのまま名張市ホームページに掲載することなどを求めるものであるが、当審査会ではそれらの是非を審査する権限は持たない。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

5 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 7月12日	諮問書受理
平成23年 7月22日	第46回名張市情報公開審査会 審査
平成23年 8月26日	第47回名張市情報公開審査会 審査
平成23年10月 3日	第48回名張市情報公開審査会 審査
平成23年12月 5日	第49回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成23年12月21日	第50回名張市情報公開審査会 答申

6 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	筒 井 琢 磨	皇學館大学現代日本社会学部教授
会長職務代理	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
委 員	福 田 悦 子	名張市人権擁護委員
委 員	寺 川 史 朗	三重大学人文学部教授
委 員	大 塚 耕 二	三重弁護士会 弁護士